

新型コロナウイルス対策に係る各種支援対応について

新型コロナウイルス感染の市民生活や地域経済活動への影響が懸念されています。現在、国や県の緊急対策が講じられ、市においても、これに関する情報の提供や相談窓口を設置しておりますのでお問い合わせください。また、ホームページにおいても同様の情報提供をいたしております。

(1) 税及び社会保険料の納付相談等

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、市税及び国民健康保険税並びに社会保険料(後期高齢者医療保険料・介護保険料)を納期限内に納付することが困難な方は、分割納入や納付の猶予などの相談をお受けいたします。

詳しくは、下記の各担当までご相談ください。

< 問合せ先 > ☎0996-23-5111(内線番号)

項目	担当部署	内線番号
市税及び国民健康保険税	収納課 収納管理・滞納整理グループ	2467 2424
後期高齢者医療保険料	保険年金課 高齢者医療グループ	2832
介護保険料	高齢・介護福祉課 介護指導グループ	2622

(2) 市営住宅の家賃減免措置

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少した入居者を対象に、家賃の減免ができる場合があります。申請には、申請書等及び会社等が作成した、収入が減少した事を確認できる証明書等の書類が必要です。なお、収入額によっては、家賃の減免にならない場合があります。

【対象となる方の例】

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、お勤め先や自営の会社等が経営環境の悪化等により事業活動が縮小し、休業等を行った結果、収入が著しく減少された方。
※ 解雇、休職、倒産、休業、営業停止、売上げの減少など
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大防止による、小学校等の臨時休業等に伴う家族の方等の休暇取得により、収入が減少された方

< 問合せ先 > 建築住宅課 住宅管理グループ ☎0996-23-5111(内線3611)

(3) 水道料金・下水道使用料の支払猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金・下水道使用料のお支払いが困難な方は、納付期限の延長や分割納付等の相談に応じますので、お問い合わせください。

< 問合せ先 >

水道局お客さまセンター ☎0996-20-8500 受付時間8:30~17:15(土日祝日を除く)

なお、甑島地域については、各支所で受付を行います。

里支所地域振興課 ☎09969-3-2311 上甑支所地域振興課 ☎09969-2-0001

下甑支所地域振興課 ☎09969-7-0311 鹿島支所地域振興課 ☎09969-4-2211

※下水道使用料の対象は、次のとおりです。

公共下水道(川内、上甑)

農業集落排水(城上、大馬越、入来中部、祁答院中央、里)

漁業集落排水(平良、片野浦、手打)

地域下水処理(永利、鹿島)

上甑地域戸別合併処理浄化槽